

第2次宇都宮市特別支援教育基本計画

うつのみや

子ども かがやきプランⅡ



**平成27年3月
宇都宮市教育委員会**

計画のシンボルマークについて



このマークは、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの成長を大切にした教育を目指すため、宇都宮の頭文字の「U」と「人が互いに向き合い手を繋いでいる姿」「笑顔」を表したものです。

目 次

第1章 計画の概要

I 策定の目的	1
II 計画の位置づけ	2
III 対象	2
IV 計画期間	2

第2章 特別支援教育の現状と課題

I 特別支援教育をめぐる社会情勢	3
II 本市の特別支援教育の現状	5
III 第1次計画の取組状況と評価(指標の達成状況)	15
IV 今後の本市における特別支援教育の課題	19

第3章 基本理念・基本方針・基本目標

I 基本的な考え方	20
II 基本理念	21
III 基本方針	22
IV 基本目標	23

第4章 計画の展開

I 施策・事業の体系	24
II 施策・事業の展開	26

第5章 計画の推進にあたって

I 計画の推進	38
II 計画内容の周知と啓発	39
III 計画の進捗管理	39

資料編

I 特別支援教育をめぐる国の動き	40
II 特別支援教育の推進にかかるアンケート調査結果	44
III 策定体制・策定経過	46

第1章 計画の概要

I 策定の目的

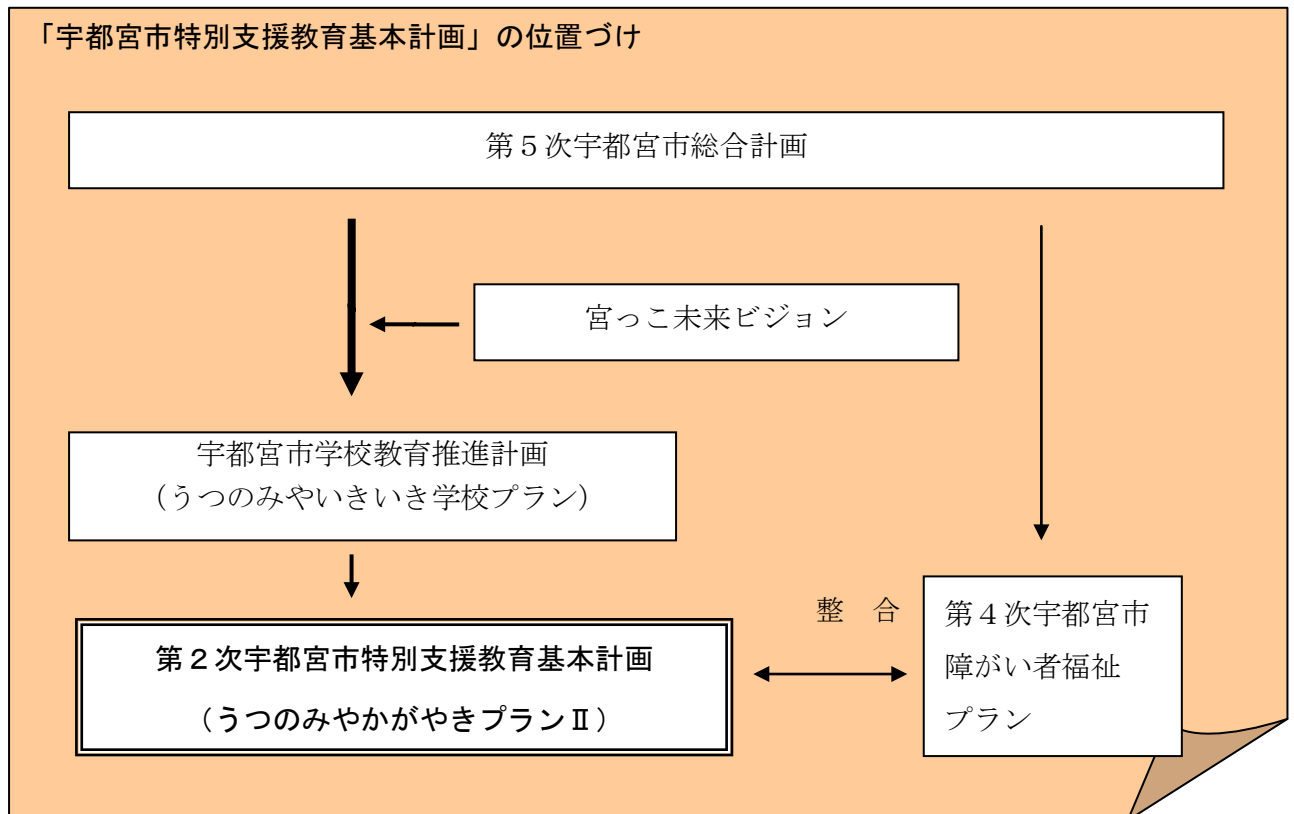
本市においては、平成19年7月に特殊教育から特別支援教育への転換を機に、「宇都宮市特別支援教育基本計画（平成19年度～平成27年度）」を策定し、特別支援学級はもとより、通常の学級に在籍する発達障がい等の児童生徒への対応も含めて、特別支援教育を推進してきました。その結果、各小・中学校では特別支援教育や発達障がい等への理解が浸透し、指導体制や指導方法の充実が図られるなどの成果が見られます。こうした中、特別な支援を必要とする児童生徒の社会的自立に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた教育を、より一層充実させることが期待されています。

国においては、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会の報告の中で、障がいのある子と障がいのない子ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことや、個別の教育的ニーズに的確に応える多様で柔軟な仕組みを整備するなど、共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムを構築していくことが示されました。このことを受けて、平成25年9月に「学校教育法施行令」が一部改正され、就学先を決定するに当たっては、児童生徒の障がいの状態はもとより、本人・保護者の意見や学校や地域の状況等を踏まえ総合的な観点から検討することが規定されました。

このようなことから、今後の本市における特別支援教育の更なる充実・発展に向けて、現在、本市が抱える課題を明らかにし、その解決を図るとともに、早期からの就学先の相談の在り方や、障がいのある児童生徒のための学習環境の整備等について検討するなど、インクルーシブ教育への対応に向けた特別支援教育を推進するための計画として、「第2次宇都宮市特別支援教育基本計画」を策定します。

II 計画の位置づけ

宇都宮市学校教育推進計画に掲げる基本目標「特に配慮が必要な児童生徒への指導体制を強化する」を具体化するための計画です。



III 対象

この計画は、市内小中学校における特別支援教育全般を対象とします。ここには、関係機関等との連携や保護者・市民への理解啓発に関わる内容も含まれます。

IV 計画期間

平成27年度から平成36年度までの10か年間を見据えた中・長期的な展望に立った基本的な施策の方向を定めた計画とします。

ただし、社会経済情勢や教育全般等を取り巻く変化に応じて随時必要な見直しを行います。

第2章 特別支援教育の現状と課題

I 特別支援教育をめぐる社会情勢

1 障がい者の権利に関する条約の批准に向けた動き

平成18年12月、国連総会において、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の一人ひとりの尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者の権利に関する条約」が採択され、国は、平成19年9月に同条約に署名した後、同条約への批准に向けて、平成23年8月の「障害者基本法」改正、平成24年6月の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の制定、平成25年6月の「障害を理由とする差別の解消を推進する法律」の制定など必要な法整備を行い、平成26年1月に同条約を批准しました。

教育の分野では、平成22年7月より、中央教育審議会の初等中等教育分科会において、「障害者の権利に関する条約」で提唱されているインクルーシブ教育システムの理念を踏まえた今後のわが国の特別支援教育の在り方等についての議論が進められ、平成24年7月に報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支教育の推進」がまとめられました。

この報告等を踏まえ、平成25年9月に「学校教育法施行令」が改正されたことにより、これまで特別支援学校に就学する障がいの程度に該当する児童生徒は、特別支援学校への就学が原則とされ、例外的に小・中学校へ就学できるとしていた仕組みが改められ、市町村の教育委員会が児童生徒の障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変更されました。

2 国が示すインクルーシブ教育システム構築

(1) インクルーシブ教育システムに関する国の定義

国においては、インクルーシブ教育システムを次のように定義しています。

障がいのある児童生徒が、自己の能力を最大限に発達させ、社会参加できるよう、特別支援学級等の多様な学びの場を活用しつつ、障がいのない児童生徒とできる限り共に学ぶ仕組み。

(2) 国が対応を求めている事項と本市の現状

中央教育審議会の初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支教育の推進」の中で、国が対応を求めている事項のうち、本市における今後の課題につながる現状について整理しました。

国が対応を求めている事項 (中央教育審議会初等中等教育分科会報告より要約)	本市の現状
① 障がいのある子どもの就学先決定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期からの教育相談や就学相談を行い、十分な情報提供を行うとともに、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、本人・保護者の意見を最大限に尊重して、本人・保護者と教育委員会、学校等が合意形成を行うことを原則とします。 	就学相談については、年長児から開始しており、それ以前に保護者が就学先について考える機会や情報提供の場が少ない現状です。
② 合理的配慮及びその基礎となる環境整備について <ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮を決定し、本人・保護者と教育委員会、学校等により、可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望まれます。 ・ 合理的配慮の充実をはかるため、必要な財源を確保し、基礎的環境整備の充実を図っていく必要があります。 ※ 合理的配慮については、学校の設置者等に対して均衡を失した過度の負担を課さないものとされています。	特別支援学級の拠点校を整備し、そこで特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒を受け入れています。しかし、拠点校以外の学校への就学を希望するケースが見られます。
③ 多様な学びの場の整備等の推進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な学びの場として、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要です。 ・ 教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、言語聴覚士、作業療法士、看護師等の専門家の活用を図ることが必要です。 	導尿や痰の吸引等の医療的ケアが必要な児童の就学相談において、保護者が看護師の配置を希望するケースが見られます。
④ 学校全体の専門性の確保と教職員の専門性の向上について <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての教員は、特別支援教育に関する知識・技能を有することが望まれますが、外部人材を活用するなどして学校全体としての専門性を確保していくことが必要です。 ・ 特別支援学級や通級による指導の担当教員としての専門性を早急に担保することが必要です。 	特別支援学級等担当している教員の年齢構成は50代が多く、また、特別支援学級等の経験年数が10年未満の担当者が、過半数を占めています。

II 本市の特別支援教育の現状

1 特別な支援を必要とする児童生徒の現状

(1) 特別支援学級の状況

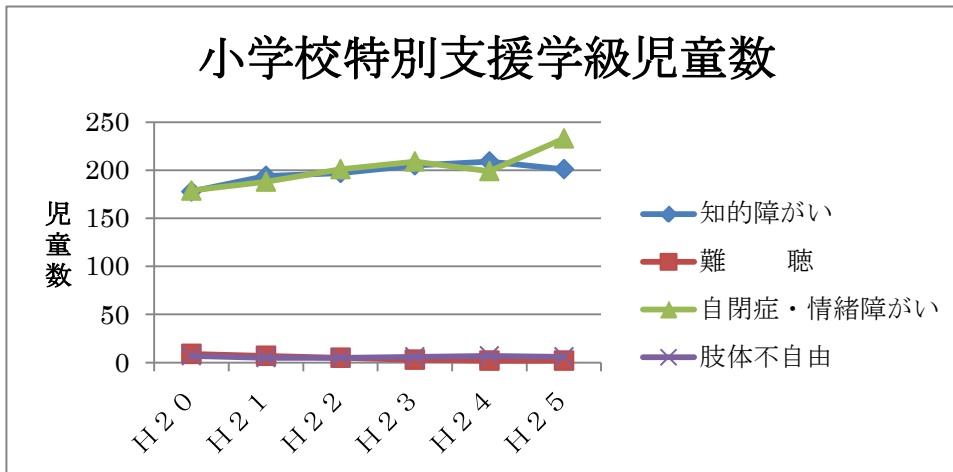
特別支援学級とは、比較的軽度の知的障がい、自閉症・情緒障がい、運動面や視覚・聴覚などに困難性がある児童生徒の教育的ニーズに応じた教育を行うための環境が整えられた学級で、学級編制基準は、8名で1学級です。

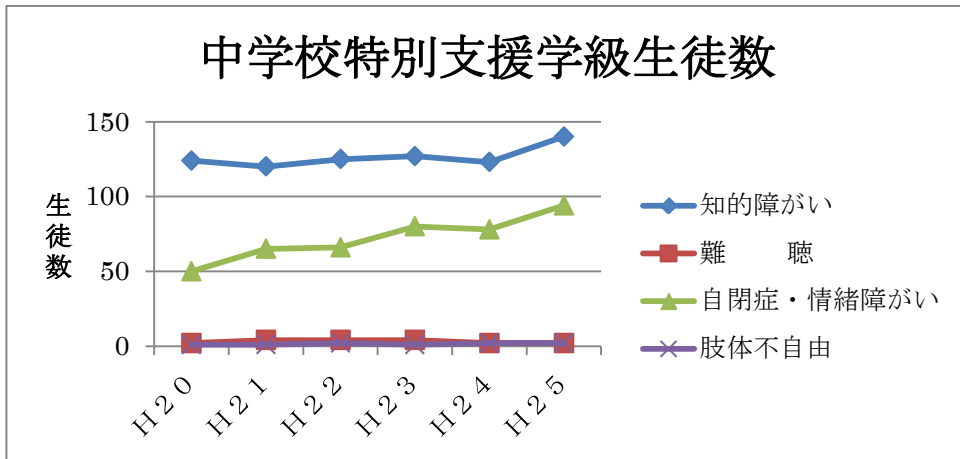
本市では、特別支援学級の設置校のうち、施設設備や教職員配置等が整っている学校を拠点校として位置付け、特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒が、市内の小中学校に入学・進学を希望する場合、対象児童生徒の状況と本市の支援体制等を検討しながら主に拠点校で受け入れています。

- ・ 多くの小中学校で特別支援学級が設置され、より身近な学校で支援が受けられるようになりました。
- ・ 知的障害特別支援学級や、自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍している児童生徒は、増加傾向にあります。
- ・ 特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒のうち、一部の児童生徒は拠点校以外の特別支援学級や通常の学級に在籍しています。

ア 設置校数と児童生徒数（平成26年度）

	設置校数	学級数	児童生徒数	学級種別児童生徒数内訳
小学校	59校／68校中 (87%)	112	427	知的障がい 187人 自閉症・情緒障がい 233人 難聴 2人 肢体不自由 5人
中学校	24校／25校中 (96%)	48	215	知的障がい 143人 自閉症・情緒障がい 68人 難聴 1人 肢体不自由 3人





イ 拠点校の整備状況 (平成26年度)

障がいの種別	小学校	中学校
聴覚障がい	1校	1校
知的障がい 自閉症・情緒障がい	10校	8校
肢体不自由 (病弱含む)	4校	4校※
合計	15校	13校
	24校※	

※ 中学校の肢体不自由の拠点校4校は、知的障がい、自閉症・情緒障がいの拠点校の8校に含まれています。

ウ 特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒の在籍状況 (平成26年度)

障害の種別	小学校	中学校
拠点校	48人 (知的/自情46, 肢体2)	15人 (知的/自情13, 肢体2)
拠点校以外 特別支援学級	6人(知的)	2人(知的)
通常の学級	4人 (知的2, 肢体2)	4人 (聴覚1, 肢体3)
合計	58人	21人
	79人	

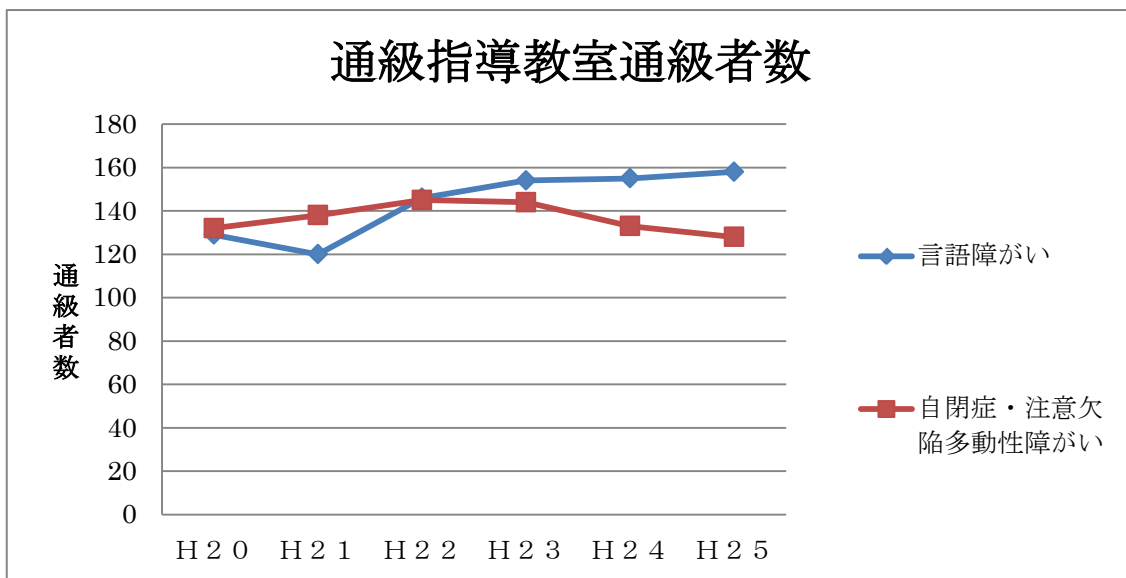
(2) 通級指導教室の現状

通級指導教室とは、通常の学級に在籍する児童生徒で、ことばの発音や行動のコントロールなどの専門的な指導が必要な場合、通級指導教室がある学校へ児童生徒の実態に応じて週1～8時間程度通って指導を受けるものです。

- ・ 通級指導教室通級者数は、指導可能時間数のほぼ上限に達しており、横ばいの状況にあります。
- ・ 通級指導教室通級者の一人当たり利用時数は、1～3時間程度となっています。

ア 設置校数（平成26年度）、利用者数（平成25年度）

	言語障害			自閉症・注意欠陥多動性障害			計	
	設置校数	教室数	利用者数	設置校数	教室数	利用者数	設置校数	教室数
小学校	6	8	158	5	9	121	11	17
中学校	0	0	0	2	2	7	2	2
計	6	8	158	7	11	128	13	19



イ 週当たりの指導時数（平成25年度）

	全担当者の指導時数	平均指導時数	指導可能時間に対する指導時数の割合
言語障害	142時間	約20時間	約84%
自閉症・注意欠陥多動性障害	229時間	約23時間	約92%

(3) 通常の学級における特別支援教育対象児童生徒の現状

市内の全小・中学校の通常の学級の担任に対して、学習面・対人関係面・行動面・情緒面において特別な教育的ニーズがあり、配慮が必要な児童生徒について調査した結果は次のとおりです。

- ・ 通常の学級における特別な教育的ニーズのある児童生徒数は、2,000人を超えており、全体の6.2%の割合です。
- ・ 通常の学級に在籍している特別な教育的ニーズのある児童生徒のうち、医療機関・相談機関・教育機関で支援を受けている割合は、増加しています。

ア 特別な教育的ニーズのある児童生徒の調査結果（平成25年度）

	通常の学級在籍 全児童生徒数 (A)	対象児童生徒数 (B)	割合 (B/A)
小学校	27,789人	1,692人	6.1%
中学校	12,801人	811人	6.3%
全体	40,590人	2,503人	6.2%

イ 上記(B)うち、関係機関での支援を受けている割合（平成25年度）

医療機関	相談機関	教育機関 (通級指導教室・ かがやきルーム等)
7.3% (6.1%)	13.7% (10.2%)	43.4% (33.5%)

※ () は、前回（平成22年度実施）の割合

(4) 特別支援教室（かがやきルーム）の現状

特別支援教室（かがやきルーム）とは、発達障がい等の傾向により、学習や生活上に困難を抱えている児童生徒（通常の学級に在籍）が、自己の持てる力を最大限に発揮して、将来の自立に向けた確かな力を身につけられるようにするために、校内のかがやきルームに週1～5時間通い、落ち着いて個別指導や小集団指導を受けられる場です。

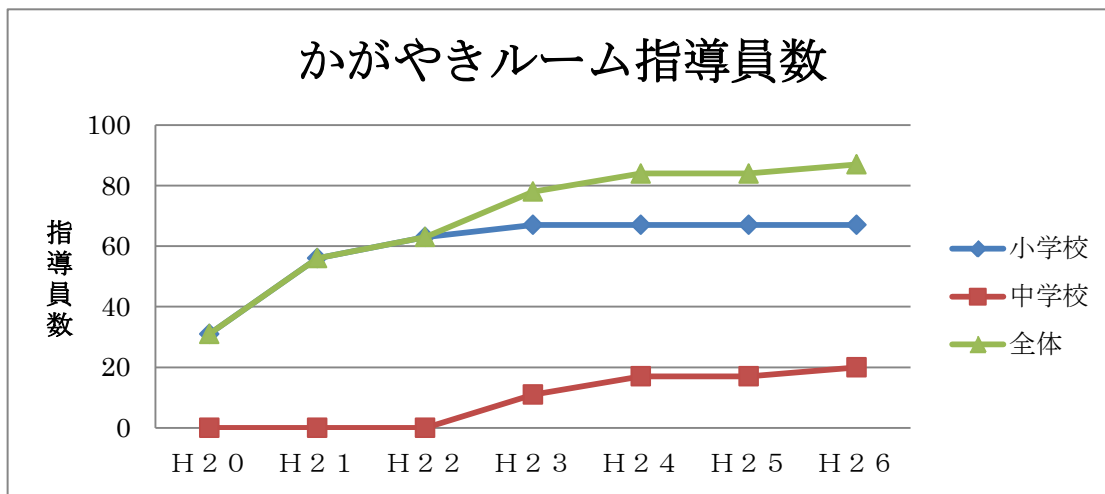
- ・ 特別支援教室（かがやきルーム）指導員の未配置校や、2校兼務校があります。
- ・ 特別支援教室（かがやきルーム）は、すべての小・中学校に設置され、その利用者は、増加しています。

ア 設置校数（平成26年度）

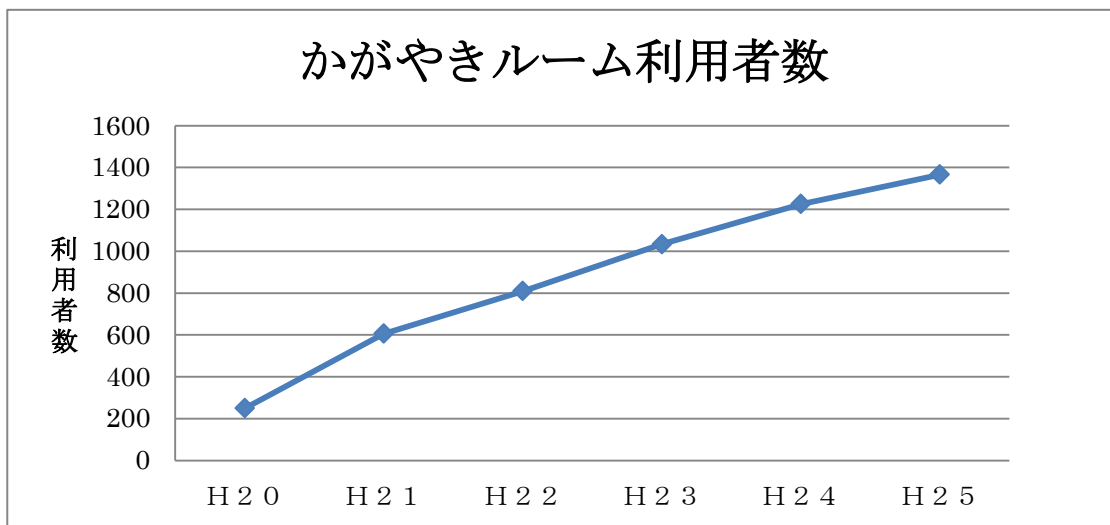
全93校（小学校68校，中学校25校）

イ 指導員数（平成26年度）

87名（小学校67名 中学校20名(内3名は2校兼務)）



ウ 利用者数



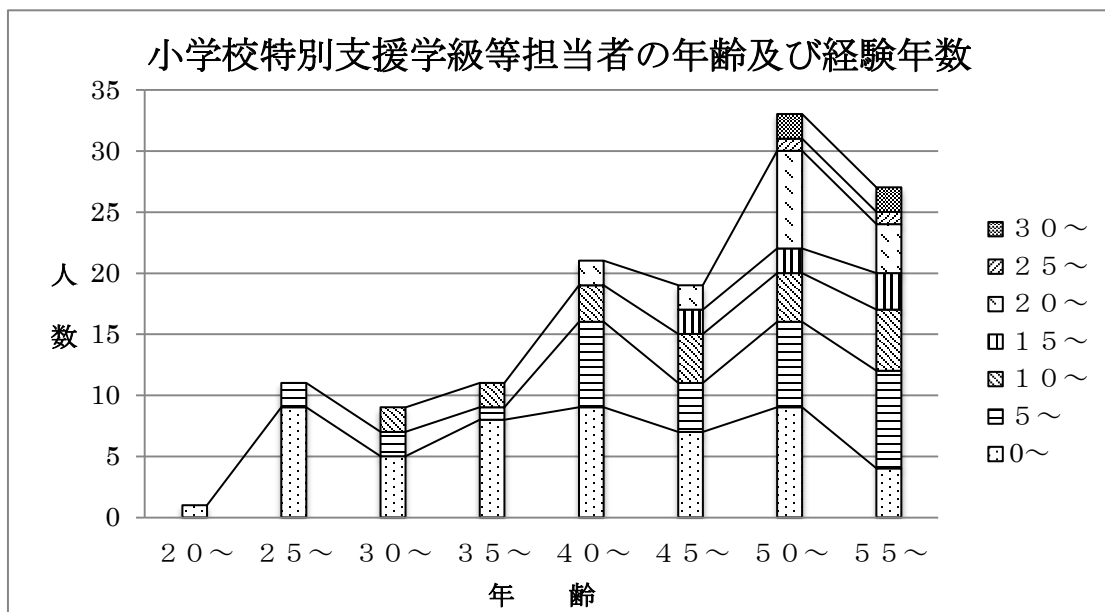
2 教員の現状

(1) 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の年齢及び経験年数

特別支援学級等を担当している教員の年齢構成と、特別支援学級や通級指導教室での経験年数は次のとおりです。

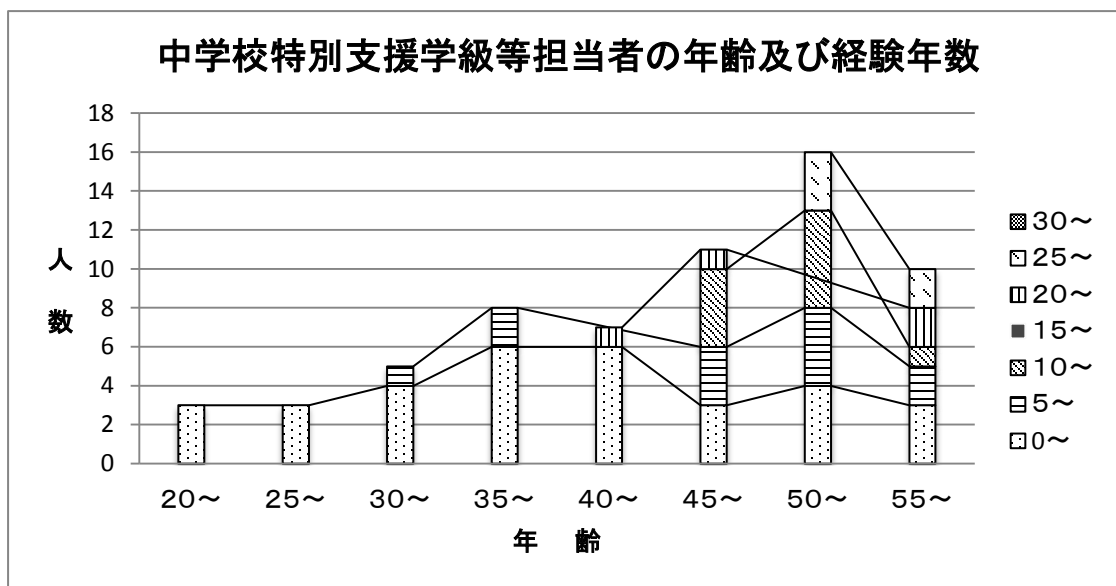
- 特別支援学級等担当している教員の年齢構成は50代が多く、また、特別支援学級等の経験年数が10年未満の担当者が、過半数を占めています。

ア 小学校（平成25年度）



年齢 経験	20 ~	25 ~	30 ~	35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	合計
30~							2	2	4
25~							1	1	2
20~					2	2	8	4	16
15~						2	2	3	7
10~			2	2	3	4	4	5	20
5~		2	2	1	7	4	7	8	31
0~	1	9	5	8	9	7	9	4	52
合計	1	11	9	11	21	19	33	27	132

イ 中学校（平成25年度）



年齢 経験	20 ~	25 ~	30 ~	35 ~	40 ~	45 ~	50 ~	55 ~	合計
30~									0
25~							3	2	5
20~					1	1		2	4
15~									0
10~						4	5	1	10
5~			1	2		3	4	2	12
0~	3	3	4	6	6	3	4	3	32
合計	3	3	5	8	7	11	16	10	63

(2) 教員研修の現状

市教育センターにおける教員研修のうち、特別支援教育に関する研修の受講者数は次のとおりです。

- 平成21年度からの新たな研修体系により、教職経験年数に応じた研修等を実施しており、多くの教員が受講しています。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
特別支援学級等 担当者研修	170名	176名	176名	185名	194名	198名
特別支援教育推進者 研修	93名	93名	93名	93名	93名	93名
特別支援教育 新任担当者研修 (訪問指導を含む)	10名	10名	17名	20名	16名	36名
特別支援教育 コーディネーター スキルアップ研修	93名	93名	93名	93名	93名	93名

※ 上記の専門研修の他に、初任者研修、教職5年目研修、教職10年目研修、コミュニケーションスキルアップ研修（教職15年目）、教職20年目研修においても特別支援教育に関する講座を実施しています。

3 支援体制の現状

(1) 学校の特別支援教育体制の整備状況（平成25年度）

小・中学校における校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名などの体制の整備状況は次のとおりです。

- ・ 全小・中学校において、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など、学校の支援体制が整備されています。
- ・ すべての学校で、個別の支援計画が作成されています。

		小学校	中学校	
校内委員会の設置	校内委員会，又は同等の機能を持った委員会を設置している学校の数	68	25	
	校内委員会の開催回数	0回	0	1
		1回	23	9
		2回	15	6
		3回	13	2
4回以上	17	7		
特別支援教育コーディネーターの指名	特別支援教育コーディネーターを指名している学校の数	68	25	
個別の指導計画（支援計画）の作成	発達障がいを含む障がいのある児童の個別の指導計画を作成している学校の数	68	25	

(2) 市費配置者及び施設設備の現状

本市の特別支援教育に係る市費非常勤嘱託員や臨時職員の配置状況と、バリアフリー化の施設整備の状況は次のとおりです。

- 特別な支援が必要な児童生徒の支援のために、様々な人的支援体制並びに物的環境が整備されています。

ア 市費配置者の状況（平成26年度）

市費配置者の名称	配置人数	役割
特別支援教室（かがやきルーム）指導員	87名 小学校67名 中学校20名	かがやきルームにおける特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を行っています。
要配慮特別支援学級対応指導助手	27名	特別支援学級の中で、「多動・衝動性が強いなど障がいの重い児童生徒が複数名在籍している」「複数学年にわたって6～8名の在籍がある」等の理由により、担任1人では学級経営や学習指導が著しく困難と認められる学級や、特別支援学校の対象となる障がいの程度に該当する児童生徒が複数名在籍している学級への支援を行っています。
要配慮学級緊急対応臨時職員	6名 (16週間勤務)	新1年生の入学や他の学校からの転入など、4月以降に対応困難な状況が生じた学校への支援を行っています。
生活補助員	5名	肢体不自由等の障がいのある児童生徒への支援を行っています。
特別支援教育支援員	17名	通常の学級において安全性の確保等が困難な学級が複数ある学校への支援を行っています。
学校生活適応支援相談員（教育センター相談員）	3名	適応支援教室「かすたネット」の運営と特別支援教室（かがやきルーム）指導員への訪問支援並びに、学校のニーズに応じた定期的・継続的な訪問支援を行っています。

イ 施設設備の状況（平成26年度）

内 容	小 学 校	中 学 校
エレベーター	10校	8校
多目的トイレ	17校	9校

Ⅲ 第1次計画の取組状況と評価（指標の達成状況）

今までの本市取組の状況と評価について、第1次計画の基本方向ごとに整理しました。

1 「基本方向1 特別支援教育の啓発」について

就学時から中学卒業まで、すべての教育活動において、特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりに応じた支援が進められるよう学校への助言や市民への啓発に努めます。

(1) 取組状況

- ・ 保護者、地域住民向けと、教職員向けのシリーズものの啓発資料をそれぞれ発行し、学校を通して配布するとともに、教育センターのホームページに掲載しました。
- ・ 教育センター内の資料室に、特別支援教育関連の図書を集めたコーナーを設置し、教職員への活用を促しました。
- ・ 「広報うつのみや」に特別支援教育に関する特集記事を掲載し、広く地域住民への啓発を行いました。
- ・ 教職員だけでなく、幼稚園・保育園、子どもの家の職員や地域住民も対象とした公開講座を開催しました。

(2) 評価（指標の達成状況）

指 標	H19 策定時	H25 現状値	H27 目標値
学校だよりや教育センターの啓発資料などにより、特別支援教育の考え方や発達障がいについての理解が、保護者や地域にも浸透していると思う校長の割合	5.0%	62.3%	75%
学校経営の中で特別支援教育の理念が生かされ、全職員で特別支援教育を進めていると感じている教員の割合	50.1%	97.3%	100%

- ・ 特別支援教育の考え方や発達障がいについての理解が、保護者や地域にも浸透していると思う校長の割合は、60%台にとどまっています。
- ・ ほぼすべての教員が、学校経営の中で特別支援教育の理念が生かされ、全職員で特別支援教育を進めていると感じています。

2 「基本方向2 特別支援教育の体制整備」について

学校が適切に特別支援教育を進められるよう、人的支援体制や物的環境の整備など学校支援に努めます。

(1) 取組状況

- ・ 指導資料「通常の学級で行う特別支援教育の在り方」を作成し、全教職員へ配布するとともに、資料を活用した研修を実施しました。
- ・ 通級指導教室については、清原地区に分教室を設置し、利便性の向上を図りました。
- ・ 特別支援教室（かがやきルーム）については、全93小・中学校に設置しており、専任の指導員を、小学校は67人、中学校は20人（うち3人は2校兼務）配置しています。（平成26年度）
- ・ 特に配慮を要する特別支援学級及び通常の学級に、指導助手（27人）、支援員（17人）を、緊急的な対応の必要性が生じた学級に、4か月間の臨時職員（6人）を配置しています。（平成26年度）
- ・ 肢体不自由のある児童生徒の介助を行うための生活補助員（5人）を配置しています。（平成26年度）

(2) 評価（指標の達成状況）

指 標	H19策定時	H25現状値	H27目標値
校内体制での支援が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成し、全教職員が共通理解のもとに指導している学校の割合	61.6%	97.3%	100%
通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、通級指導教室など適切な場を有効活用している学校の割合	56.2%	100%	100%

- ・ ほぼすべての学校で、校内体制での支援が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成して、全教職員の共通理解のもとに指導しています。
- ・ すべての学校で、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の指導において、通級指導教室などの支援の場が有効に活用されています。

3 「基本方向3 教職員の専門性の向上」について

教職員研修を充実し、指導内容・方法等の工夫、個別の指導計画の作成・活用等について学校支援に努めます。

(1) 取組状況

- ・ 特別支援教育の研修体系を見直し、教職経験年数の節目ごとに実施する基本研修や、特別支援学級担当教員、特別支援教育コーディネーター等を対象とした専門研修を、系統的に内容を構成して実施しています。
- ・ より多くの教員が特別支援学級等を経験できるような人事異動を実施しています。

(2) 評価（指標の達成状況）

指 標	H19策定時	H25現状値	H27目標値
教育センターにおける基本研修や専門研修の中で特別支援教育の講座は、学校で特別支援教育を進めていく上で内容・分量等適切であると感じている教員の割合	16.8%	90.4%	100%
校内研修や事例研究会を実施することにより、一人ひとりの困難さや思いを正しく理解し、教育的ニーズに応じた指導方法を工夫するようになったと感じている教員の割合	43.0%	93.5%	100%

- ・ 90%の教員が、教育センターにおける特別支援教育の研修は、適切な内容や分量であると感じています。
- ・ 90%以上の教員は、児童生徒の教育的ニーズに応じた指導方法を工夫しながら指導しています。

4 「基本方向4 幼児期からの一貫した支援」について

幼児期からの一貫した支援を目指し、就学相談や教育相談による保護者支援に努めるとともに、児童生徒の将来の社会的自立を視野に入れ、特別支援学校や、医療・福祉・就労等関係機関との連携強化に努めます。

(1) 取組状況

- 子ども発達センターとの連携が円滑になされるよう、相談連絡票による情報共有の仕組みを構築しました。
- 幼児期から就労までの一貫した支援のためのツールである個別の支援計画やサポートファイルを、子ども発達センターと共同で作成し、小・中学校や幼稚園・保育園に導入しました。

(2) 評価（指標の達成状況）

指 標	H19 策定時	H25 現状値	H27 目標値
特別支援学校との交流及び共同学習等の活動について、積極的に進めている、又は、進めたいと考えている教員の割合	35.8%	96.1%	80%
幼・保・小間や、小・中学校間が連携することにより、入学後の不適応行動が少なくなったと感じている教員の割合	12.6%	79.0%	70%

- 96%の教員は、特別支援学校との交流及び共同学習が積極的に進めており、目標値を超えています。
- 79%の教員は、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校間、小・中学校間の連携により、児童生徒の不適応は減少してきていると感じており、目標値を超えています。

IV 今後の本市における特別支援教育の課題

本市特別支援教育の現状や現行計画の評価から導き出された課題と、国が示すインクルーシブ教育システムへの対応に係る課題を合わせて、以下の4つの観点に整理しました。

1 学校組織や教員の指導に関すること

- ・ 特別支援学級の在籍者が増加し、特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒など多様な教育的ニーズへの対応を迫られていることから、学校や教員の対応力をより一層向上させる必要があります。
- ・ 特別支援学級等の新任担当教員や経験年数の少ない教員が多く、早急な育成が必要です。

2 より早期からの教育支援体制と連携に関すること

- ・ 年長児よりも早い時期に、保護者が就学先について考える機会や情報を得る機会の設定が必要です。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活への適応を図れるよう、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校間、小・中学校間の連携を進めるとともに、小中学校において、個別の支援計画の作成及び活用を定着させ、その効果的な活用を図っていく必要があります。

3 人的支援体制・物的環境など教育環境の整備に関すること

- ・ 特別支援教室(かがやきルーム) 指導員の未配置校や2校兼務校があり、専任の指導員の配置がなされていない状況です。
- ・ 多様な障がいの程度や教育的ニーズに対応するための人的支援体制や物的環境の整備のあり方について改めて整理する必要があります。

4 啓発活動の推進に関すること

- ・ 保護者や地域住民への啓発については、計画策定時に比べて特別支援教育への理解が図られてきていますが、学校へのアンケート調査からは、いまだ十分とは言えない状況です。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が、学校や地域で活躍できる機会をより積極的に設けていくことが求められます。



第3章 基本理念・基本方針・基本目標

I 基本的な考え方

第2次計画の策定に当たって、これまで本市が推進してきた特別支援教育の取組の充実・強化に、国が示すインクルーシブ教育システムへの対応という視点も含め、今後の特別支援教育の推進に向けた基本的な考え方を以下のように整理しました。

- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒の能力を最大限に発達させ、将来、社会参加できるようにすることを目的とします。
- ・ 特別な支援を必要とする児童生徒が、他の児童生徒と共に成長していくために、幼児期からの一貫した支援や合理的配慮などを行いながら、一人ひとりの状況に応じた多様な学びの創出を図っていきます。
- ・ 特別支援学級の拠点校や、特別支援教室（かがやきルーム）をはじめとする教育環境の在り方について整理し、個々の児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた指導の一層の充実に努めていきます。

インクルーシブ教育システムについては、特別な支援を必要とする児童生徒が、居住する学区の学校において、その能力を最大限に発達させることができるような、十分な基礎的環境の整備や合理的配慮の提供がなされることが最も望ましいことですが、現在、国では、インクルーシブ教育システムに係るモデル事業を実施し、その結果を検証した上で全国に普及していく予定であることから、本市としては、今後の国の動向を注視しつつ、本市独自の特別支援学級の拠点校や地域学校園の仕組みを活かした支援体制を再編成していくこととします。

Ⅱ 基本理念

今後の特別支援教育の推進についての本市の基本的な考え方を基に、基本理念を次のように設定しました。

特別な支援を必要とする児童生徒が

自己の能力を最大限に発揮し

社会の一員として地域の中で共に生きていけるよう

一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を目指します

・「特別な支援を必要とする児童生徒が」

本計画における支援の対象は、主に、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒や、特別支援学級の児童生徒を想定しています。また、特別支援学校の児童生徒も、居住地の小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習の場面でふれ合うこともあることから、直接的ではありませんが対象者と考えられます。

・「自己の能力を最大限に発揮し」

インクルーシブ教育システムの理念にもあるように、特別な配慮を必要とする児童生徒と、他の児童生徒が、単に同じ場（教室）で学ぶことのみを追求するのではなく、そのことによって、満足感が得られ、社会的自立のための力を身に付けていけることを重要視するものです。

・「社会の一員として地域の中で共に生きていけるよう」

インクルーシブ教育システムの理念が目指す共生社会の形成に向けて、特別な支援を必要とする児童生徒が、身近な地域社会の一員として、地域の人々と共に生活し、活動する姿を目指していることから、学校においても、社会の縮図として、その基盤づくりが重要であると考えています。

・「一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を目指します」

障がいの程度や状態、学習環境による影響によって個別に生じてくる教育上の困難さを軽減・克服するために、特別な支援を必要とする児童生徒に対して、一人ひとりの状況に応じた「合理的配慮」を提供する適切な教育を目指していくということです。

なお、教育的ニーズに関しては、多面的な視点から客観性をもって見出されるものであり、必ずしも個人の願いや要望等と一致するものではありません。

※ 「合理的配慮」については、国の捉え方に沿い、学校の設置者や学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した過度の負担を課さない範囲で、提供可能なものとします。

Ⅲ 基本方針

基本理念を基盤として、基本方針を設定しました。

① 特別な支援を必要とする児童生徒の社会的自立を目指す教育の充実

特別支援学級に在籍している児童生徒や、通常の学級に在籍している発達障がい等の児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行い、児童生徒の能力を最大限に発達させていくことは、特別支援教育の基本的な考え方であり、今後とも、特別支援教育を推進していく必要があります。

そのために、教職員一人ひとりが専門性を高めるとともに、外部の専門家を活用し、教職員一人ひとりの専門性の向上を図りながら、学校が組織的に指導に当たっていくとともに、幼児期から就労まで一貫した支援の実現のために、小・中学校内の連携や小・中学校と関係機関との連携を強化し、特別な支援を必要とする児童生徒の社会的自立を目指す教育を充実させていきます。

② すべての児童生徒が学び合い高め合いながら、

共に生きていけることを目指す教育の推進

特別な支援を必要とする児童生徒が、社会の一員として地域の中で明るく共に生きていくためには、児童生徒自身が社会生活を送る上で必要とされる基礎・基本を習得することはもとより、児童生徒を取り巻く家族をはじめ教師、周囲の児童生徒、更には地域住民等の理解と協力が重要であり、国が示すインクルーシブ教育システムの理念につながるものです。

そのために、特別な支援の必要性の有無にかかわらず、小・中学校の教育活動全般における様々な学習や交流の活動を通して、児童生徒が共に学習や生活することの大切さを実感できる多様な学びのための場の整備や機会の充実を図るとともに、保護者や地域住民への啓発活動を行うなどして、すべての児童生徒が学び合い高め合いながら、共に生きていけることを目指す教育を推進します。

IV 基本目標

基本理念を基盤として、4つの基本目標を設定しました。

① 学校組織の対応力強化と教員の指導力向上を図ります

特別な支援が必要な児童生徒に対して、個別の支援計画を作成して、学校全体で指導にあたる体制が出来てきており、教員は指導方法を工夫しています。

今後は、特別な支援を必要とする児童生徒が有する多様な教育的ニーズに対して、よりの確に対応できるよう、学校組織の対応力や教員の指導力を一層強化するとともに、特別支援学級等の担当教員の人材育成に努めていきます。

② 早期からの一貫した支援のための連携を強化します

幼児期より早期からの一貫した支援の実現のために、子ども発達センターと連携を図りながら、就学相談を充実させるとともに、個別の支援計画やサポートファイルを導入しています。

今後は、特別な支援を必要とする幼児の就学先決定にあたり、保護者がこれまで以上に早い段階から就学について考える機会を与えるとともに、将来の社会的自立に向けた支援が一貫して行われるよう、関係機関との新たな連携の仕組みづくりや、小中一貫教育・地域学校園、個別の支援計画など既存の仕組みやツールを活用した、より効果的な連携に努めていきます。

③ 教育的ニーズを踏まえた多様な学びを充実します

かがやきルーム指導員を始めとする多様な指導助手等の配置や、特別支援学級の拠点校の整備など、人的支援体制と施設設備を整備するとともに、中学校特別支援学級生徒写真教室・写真展など、児童生徒の活躍の機会を提供しています。

今後は、国のモデル事業の実施状況・結果を見極めながら、本市独自の学びの場である特別支援学級の拠点校や特別支援教室（かがやきルーム）等のより望ましい在り方を検討し、合理的配慮を考慮した支援体制を再構築するとともに、特別な支援を必要とする児童生徒が学習の成果を発表するなどの活躍できる機会の更なる充実に努めていきます。

④ 特別支援教育や障がいについての理解を促進します

特殊教育から特別支援教育への転換を機に、特別支援教育や発達障がいについての啓発活動に取り組んでいます。

今後は、特別な支援を必要とする児童生徒が、学校・家庭はもとより、地域の中で生き生きと生活し、活躍できるよう、地域住民や保護者等家族を対象とした啓発活動をより積極的・継続的に行っていきます。

第4章 計画の展開

I 施策・事業の体系

1 学校組織の対応力強化と教員の指導力向上を図ります

(1) 学校組織の対応力の強化

- ① 特別支援教育の理念を踏まえた学校経営（継続）
- ② 個別の支援計画を活用した組織的な対応（拡充・重点）
- ③ 学校における研修の実施（継続）
- ④ 専門家による学校訪問相談の充実（拡充・重点）
- ⑤ スクールカウンセラーの活用の推進（継続）
- ⑥ 特別支援教育コーディネーター研修の実施（継続）
- ⑦ 調査研究の実施（拡充）
- ⑧ 特別支援学校センター的機能充実事業（県事業）の活用の推進（継続）
- ⑨ 地域住民や学校ボランティア等の活用（継続）

(2) 教員の指導力の向上

- ① 特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業実践（継続）
- ② 本市独自の地域学校園の仕組みを活かした研修の実施（新規・重点）
- ③ 通常の学級における特別支援教育に係る研修の実施（継続）
- ④ 児童生徒の教育的ニーズの理解と対応力の向上（新規）
- ⑤ 指導資料等のデータベース活用の推進（拡充）
- ⑥ 【再掲】専門家による学校訪問相談の充実（拡充・重点）
- ⑦ ICT活用の推進（拡充）
- ⑧ 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の研修の実施（拡充・重点）
- ⑨ 非常勤嘱託員等研修の実施（継続）

2 早期からの一貫した支援のための連携を強化します

(1) 一貫した教育支援の充実

- ① 小・中学校の連携に基づく一貫した支援の充実（拡充・重点）
- ② 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携（継続）
- ③ 中学校卒業後の各学校や関係機関との連携（拡充）
- ④ 【再掲】個別の支援計画を活用した組織的な対応（拡充・重点）
- ⑤ 特別支援学級用小中一貫教育カリキュラムの活用（継続）
- ⑥ 小・中学校と特別支援学校間の就学における連携

(2) 幼児期からの関係機関等の連携強化

- ① 早期からの教育支援に係る関係機関との連携（拡充・重点）
- ② 保護者相互の交流の機会の確保（新規）

1, 2・・・基本目標, (1), (2)・・・基本施策, ①, ②・・・具体的な事業

- ③ 就学時健康診断における就学児の実態把握（継続）
- ④ 教育センターにおける就学相談の実施（継続）
- ⑤ 教育支援委員会の実施（継続）
- ⑥ 交流及び共同学習の推進（継続）
- ⑦ 特別支援学校との連携（継続）
- ⑧ 小・中学校と教育センターとの連携（継続）
- ⑨ 発達支援ネットワーク会議の実施（継続）
- ⑩ 認定こども園・幼稚園・保育園における子どもへの支援の充実（継続）
- ⑪ 留守家庭児童会・子どもの家における子どもへの支援の充実（継続）
- ⑫ 大学との連携（継続）
- ⑬ あすなる青年教室交付金事業の実施（継続）

3 教育的ニーズを踏まえた多様な学びを充実します

(1) 多様な学びの場・機会の提供と支援体制の再構築

- ① 本市独自の地域学校園を活かした支援体制の整備（新規・重点）
- ② 特別支援学級児童生徒が活躍できる機会の提供（継続）
- ③ 特別支援学級や通級指導教室の整備（継続）
- ④ 特別支援教室（かがやきルーム）の充実（継続）
- ⑤ 【再掲】ICT活用の推進（拡充）

(2) 教員の指導体制の整備

- ① 学校における指導体制の再整備（拡充・重点）
- ② 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の育成（拡充・重点）
- ③ 【再掲】専門家による学校訪問相談の充実（拡充）
- ④ 【再掲】スクールカウンセラーの活用の推進（継続）

4 特別支援教育や障がいについての理解を促進します

(1) 広く市民への周知・啓発

- ① 地域住民・保護者等向けの啓発資料の発行（継続）
- ② 学校における特別支援教育の取組の周知（継続）
- ③ 講演会・出前講座の実施（継続）
- ④ パブリシティの活用等による啓発活動の実施（拡充・重点）

(2) 教職員や児童生徒への周知・啓発

- ① 児童生徒が障がいについて理解する機会の設定（継続）
- ② 【再掲】交流及び共同学習の推進（継続）
- ③ 教職員向けの啓発資料の発行（継続・重点）
- ④ 【再掲】特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の研修の実施（拡充・重点）

II 施策・事業の展開

1 学校組織の対応力強化と教員の指導力向上を図ります

指 標	現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 36 年)
特別な支援を必要とする児童生徒の指導において、個別の支援計画を効果的に活用し、全職員共通理解のもと、組織的な対応を実践している学校の割合	96%	100%
特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、実態に応じた指導を実践している教員の割合	93%	100%

(1) 学校組織の対応力の強化

特別な支援を必要とする児童生徒の障がい等の多様化に対応していくため、外部の専門家の活用を図りながら、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織的な支援をより充実させていきます。

① 特別支援教育の理念を踏まえた学校経営（継続）

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を目指していくために、特別支援教育の考え方を踏まえた学校経営の実践に努めます。

② 個別の支援計画を活用した組織的な対応（拡充・重点）

幼児期からの一貫した支援のために、全小・中学校に導入した個別の支援計画を、日々の教育活動の中で活用し、組織的に対応します。

③ 学校における研修の実施（継続）

特別支援教育に視点を当てた授業研究会や外部専門家を活用した事例研究会等、児童生徒の特性に応じた指導に関する校内研修を実施します。

- ④ 専門家による学校訪問相談の充実（拡充・重点）
特別支援教育の考え方を踏まえた学校経営の実践や、通常の学級を含めた特別な支援を必要とする児童生徒の指導内容・指導方法の改善がなされるよう、教育委員会職員や相談機関等の専門家による学校訪問を実施します。
- ⑤ スクールカウンセラーの活用の推進（継続）
スクールカウンセラーの専門性を十分に生かし、特別な支援を必要とする児童生徒の心理面の理解や、心理面からの専門的支援がなされるよう、スクールカウンセラーの活用を図ります。
- ⑥ 特別支援教育コーディネーター研修の実施（継続）
特別支援教育コーディネーターが校内で機能し、特別な支援を必要とする児童生徒への校内支援が充実するよう、研修内容を精選してより効果的な研修を実施します。
- ⑦ 調査研究の実施（拡充）
市教育センターの調査研究事業において、学校における組織的な支援を実践する上での参考になるよう、具体的な対応事例等について教員を加えた組織で調査研究を実施します。
- ⑧ 特別支援学校センター的機能充実事業（県事業）の活用の推進（継続）
特別支援学校の教員による障がいの改善を図るための直接支援や、小・中学校でのより適切な指導に向けた専門的助言を得るために、県事業である特別支援学校センター的機能充実事業の活用を図ります。
- ⑨ 地域住民や学校ボランティア等の活用（継続）
学校において、特別な支援を必要とする児童生徒を含め、すべての児童生徒がより充実した学校生活を送れるよう、地域住民や学校ボランティア等の積極的な活用を図ります。

(2) 教員の指導力の向上

教員の大量退職・大量採用期にある中、特別支援学校の障がいの程度に該当する児童生徒や、知的な遅れのない発達障がいの児童生徒など、様々な特性や状態に対応できる指導力が求められていることから、学校でのOJTや、教育センターでの研修をより一層充実させていきます。

① 特別支援教育の視点を生かした学級経営・授業実践（継続）

特別支援教育の視点を生かし、児童生徒一人ひとりの違いを認め合う学級経営に努めるとともに、児童生徒一人ひとりが学習内容を理解し満足感や達成感が得られるような授業実践に努めます。

② 本市独自の地域学校園の仕組みを活かした研修の実施（新規・重点）

地域学校園や、その組合せを活用しながら、特別支援教育に関わる教職員の連携の強化を図るなどして研修を実施します。

③ 通常の学級における特別支援教育に係る研修の実施（継続）

すべての教員が、特別支援教育についての基本的な知識・技能を身に付け指導に当たれるよう、経験年数ごとの基本研修の中に特別支援教育に係る内容を設けるなど、通常の学級の担任等を対象とした研修を実施します。

④ 児童生徒の教育的ニーズの理解と対応力の向上（新規）

学校における支援の第一段階として、より早い時期から児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズを教職員が理解し対応できるよう、児童生徒理解の校内研修や、チェックシート、スクリーニングテストなどの資料の提供や活用を推進します。

⑤ 指導資料等のデータベースの充実と活用の推進（拡充）

特別な支援を必要とする児童生徒の指導に関する指導案、教材、具体的な指導の実践事例等のデータベースを充実し、その活用を図ります。

⑥ 【再掲】 専門家による学校訪問相談の充実（拡充・重点）

特別支援教育の考え方を踏まえた学校経営の実践や、特別な支援を必要とする児童生徒の指導内容・指導方法の改善がなされるよう、教育委員会職員や相談機関等の専門家を活

用した学校訪問を実施します。

⑦ ICT活用の推進（拡充）

児童生徒の障がいの状態や特性に応じたICTの効果的な活用の在り方について、国のモデル事業の研究成果を踏まえながら指導・支援の充実を図ります。

⑧ 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の研修の実施（拡充・重点）

特別支援学級や通級指導教室における指導の充実が図れるよう、担当教員を対象とした研修を実施します。

⑨ 非常勤嘱託員等研修の実施（継続）

特別支援教室（かがやきルーム）指導員等の非常勤嘱託員の指導の効果が高まるよう、それぞれの職務に応じた研修を実施します。

2 早期からの一貫した支援のための連携を強化します

指 標	現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 36 年)
特別支援学校の障がいの程度に該当する年長児の保護者のうち、前年度（年中児）までに就学に関する相談会に参加した保護者の割合 ※ 年長児では、就学相談を100%実施している。	14%	50%
特別な支援を必要としている生徒（通常の学級在籍の生徒も含む）のうち、中学校から高等学校や特別支援学校高等部へ、個別の支援計画等による情報の引継ぎを行った生徒の割合	37%	70%

(1) 一貫した教育支援の充実

幼児期からの指導・支援を確実に高等学校や就労段階へとつなげられるよう、特別支援教育における小中一貫教育を推進させていくとともに、認定こども園・幼稚園・保育所や、特別支援学校、高等学校等との連携や、教育・医療・福祉・就労等の各関係機関との連携を深めていくことにより、一貫した支援を充実させていきます。

① 小・中学校の連携に基づく一貫した支援の充実（拡充・重点）

特別な支援を必要とする児童の小学校卒業後の円滑な移行がなされるよう、本市の「小中一貫教育・地域学校園」の取組において、引継ぎシート等を活用するとともに、小・中学校の特別支援学級の児童生徒や教職員の交流活動を実施します。また、キャリア教育の視点をもって、中学校卒業後の進路を見据えた指導を充実していきます。

② 認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携（継続）

特別な支援を必要とする幼児の個別の支援計画の引継ぎ等が小学校に対して確実にされるよう、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校間の連携を図っていきます。

- ③ 中学校卒業後の各学校や関係機関との連携（拡充）
特別な支援を必要とする生徒の中学校卒業後の支援の充実が図れるよう、個別の支援計画の引継ぎ等により、高等学校や特別支援学校高等部等との連携を強化していきます。
- ④ 【再掲】個別の支援計画を活用した組織的な対応（拡充・重点）
幼児期からの一貫した支援のために、全小・中学校に導入した個別の支援計画を、日々の教育活動の中で活用し、組織的に対応します。
- ⑤ 特別支援学級用小中一貫教育カリキュラムの活用（継続）
特別支援学級において、児童生徒の教育的ニーズに応じるとともに、卒業後の進路や将来の自立を見据えた系統的な支援がなされるよう、特別支援学級用小中一貫教育カリキュラムの活用を図ります。
- ⑥ 小・中学校と特別支援学校間の就学における連携（継続）
小・中学校から特別支援学校へ進学していく児童生徒の学校生活の移行が円滑になされるよう、小・中学校と特別支援学校間の連携を図っていきます。

(2) 幼児期からの関係機関等の連携強化

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の就学先決定が適切に行われるために、保護者がより早い段階から就学について考えることができるよう、保護者への情報提供の場の設定や、対象児童生徒にかかわりのある関係機関同士の連携の仕組み作りをしていきます。

- ① 早期からの教育支援に係る関係機関との連携（拡充・重点）
保護者が、年長よりも早い時期から就学先について考えることができるよう、保護者への情報提供の場や、相談の機会を設けるとともに、特別な支援を必要とする幼児（年少児・年中児）の情報を関係機関が共有する仕組みを作るなどして、就学相談の充実を図っていきます。
- ② 保護者相互の交流の機会の確保（新規）
保護者対象の学習会等において、保護者が情報交換したり、悩みを話し合えたりできる機会を確保していきます。

③ 就学時健康診断における就学児の実態把握（継続）

各小学校の就学時健康診断における検査等において、就学児の特別な教育的ニーズの有無について評価し、必要に応じて教育センターでの就学相談につなげます。

④ 教育センターにおける就学相談の実施（継続）

教育センターにおいて就学相談を実施し、児童生徒の教育的ニーズ、保護者の意見、必要な教育的支援等を踏まえた総合的な検討を行い、特別な支援を必要とする児童生徒の適切な就学先の決定を行うとともに、児童生徒が新たな学校生活に円滑に移行できるよう、小・中学校との連携を強化していきます。

⑤ 教育支援委員会の実施（継続）

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の適切な就学先について保護者に助言・指導できるよう、専門的な見地から調査審議を行う教育支援委員会を計画的に実施します。

※ 学校教育法施行令改正に伴い、従来の就学指導委員会から名称と機能の一部を変更

⑥ 交流及び共同学習の推進（継続）

特別な支援を必要とする児童生徒と、他の児童生徒が互いを尊重し合いながら共に成長できるよう、各小・中学校における交流及び共同学習の実施はもとより、特別支援学校と小・中学校との学校間交流の実施や、特別支援学校在籍児童生徒が居住地の小・中学校で行う居住地校交流における受け入れ等、広く交流及び共同学習を推進していきます。

⑦ 特別支援学校との連携（継続）

高等特別支援学校（平成28年4月開校予定）を含めた特別支援学校のセンター的機能の活用や特別支援学校の教育相談室との情報交換など、特別支援学校との連携を図っていきます。

⑧ 小・中学校と教育センターとの連携（継続）

特別な支援を必要とする児童生徒の学校での適応が図れるよう、学校での児童生徒の状況を踏まえながら、教育センターにおける教育相談を実施するなど、小・中学校と教育センターとの連携を図っていきます。

⑨ 発達支援ネットワーク会議の実施（継続）

幼児期からの一貫した支援のため、関係機関が効果的に連携することができるよう、市発達支援ネットワーク会議を実施します。

- ⑩ 認定こども園・幼稚園・保育所における子どもへの支援の充実（継続）
関係機関の連携を十分に図りながら、認定こども園・幼稚園・保育所への訪問指導等により、特別な支援を必要とする幼児への支援の充実を図ります。

- ⑪ 留守家庭児童会・子どもの家における子どもへの支援の充実（継続）
留守家庭児童会・子どもの家における特別な支援を必要とする児童への支援がより充実するよう、関係機関との連携を図ります。

- ⑫ 大学との連携（継続）
大学の教職員の専門性を生かした研修や、人材育成としての臨床実習の実施など、教職員養成系大学・心理学系大学と連携していきます。

- ⑬ あすなろ青年教室交付金事業の実施（継続）
中学校特別支援学級を卒業した青少年が、実生活に必要な技能・態度を習得し、余暇を活用する態度を身に付けられるよう、交付金事業を実施します。

3 教育的ニーズを踏まえた多様な学びを充実します

指 標	現状値 (平成 25 年)	目標値 (平成 36 年)
特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた支援を行うための人的支援体制・物的環境が整備されていると感じている教員の割合	83%	90%
特別支援学級における教育環境が整備されていると感じている小学6年特別支援学級在籍児童の保護者の割合	74%	86%

(1) 多様な学びの場・機会の提供と支援体制の再構築

特別な支援を必要とする児童生徒の教育的ニーズを踏まえた支援を行うため、多様な学びの場・機会を提供するとともに、特別支援教育推進の視点から、新たに複数の地域学校園の組合せによる地域での支援体制の整備に向けて、現行の支援体制の再整理を行います。

※ 文部科学省では、域内の地域資源の組合せをスクールクラスターと呼んでいます。

① 本市独自の地域学校園を活かした支援体制の整備（新規・重点）

本市独自の地域学校園を活用し、特別支援学級の拠点校等を中心とする地域の支援体制の在り方を検討するとともに、各地域のリーダーとなる教職員を養成・配置し、域内の小・中学校の教員相互の連携と研修の仕組みを構築するなどして、本市独自の支援体制を整備していきます。

② 特別支援学級の児童生徒が活躍できる機会の提供（継続）

特別支援学級の児童生徒が自信と意欲をもって、将来の自立につながる学習ができるよう、小・中学校や関係団体等と連携を図りながら、学習発表会・収穫祭・写真展などの学習の機会を提供していきます。

③ 特別支援学級や通級指導教室の整備（継続）

特別な支援を必要とする児童生徒が、より身近な地域で指導が受けられるよう、特別支援学級の新設・増設による教室の設備等の整備を進めていきます。

- ④ 特別支援教室（かがやきルーム）の充実（継続）
特別支援教室（かがやきルーム）における指導がより充実するよう、指導員の専門性の確保や学習環境の整備に努めていきます。
- ⑤ 【再掲】ICT活用の推進（拡充）
児童生徒の障がいの状態や特性に応じたICTの効果的な活用の在り方について、国のモデル事業の研究成果を踏まえながら研究していきます。

（２） 教員の指導体制の整備

人事異動の仕組みを活用した特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の人材育成を行うとともに、各学校の状況を踏まえた非常勤嘱託員等の配置の在り方について検討するなどして、教員の指導体制を整備していきます。

- ① 学校における指導体制の再整備（拡充・重点）
県費教員の配置や学級編制基準の要望を県に行うとともに、各学校の状況を踏まえた非常勤嘱託員の配置の在り方について検討することにより、学校における人的支援体制の再整備を図ります。
- ② 特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の育成（拡充・重点）
通常の学級を担当する教員が特別支援学級等を経験する人事異動の仕組みを活用し、特別支援学級等の担当教員の人材確保と指導力の向上を図ります。
- ③ 【再掲】専門家による学校訪問相談の充実（拡充）
特別支援教育の考え方を踏まえた学校経営の実践や、通常の学級を含めた特別な支援を必要とする児童生徒の指導内容・指導方法の改善がなされるよう、教育委員会職員や相談機関等の専門家による学校訪問を実施します。
- ④ 【再掲】スクールカウンセラーの活用の推進（継続）
集団不適応や学力不振の児童生徒への支援において、スクールカウンセラーの専門性が十分に生かされるよう、スクールカウンセラー・担当教員の連絡会や、教育センター職員の学校訪問による支援を実施します。

4 特別支援教育や障がいについての理解を促進します

指 標	現状値 (平成 25 年度)	目標値 (平成 36 年)
特別支援教育について、どのようなものであるか、ある程度知っている市民の割合	27% (平成 26 年度)	50%
保護者は、発達障がいについて、大まかに理解していると感じている校長の割合	73%	100%

(1) 広く市民への周知・啓発

広く市民が特別支援教育等について理解し、特別な支援を必要とする児童生徒が学校や地域の中で生き生きと生活していけるよう、講演会・出前講座の実施や、啓発資料の発行を継続的に行うとともに、PTA・魅力ある学校づくり地域協議会等の活動の機会を活用して、保護者等家族や地域住民に対して周知・啓発を推進していきます。

① 地域住民・保護者等向けの啓発資料の発行（継続）

本市の特別支援教育の取組や、障がい等について、理解を深めるための啓発資料を作成・配布するとともに、学校が地域住民や保護者等に対する特別支援教育についての啓発活動が適切に行えるよう、学校に参考資料を提供します。

② 学校における特別支援教育の取組の周知（継続）

学校便りや、PTA・魅力ある学校づくり地域協議会等の活動の機会を利用して、地域住民や保護者等に対して、学校における特別支援教育の取組について周知します。

③ 講演会・出前講座の実施（継続）

教職員や関係機関の職員のみならず、地域住民や保護者等を対象とした講演会や出前講座等を実施します。

④ パブリシティの活用等による啓発活動の実施（拡充・重点）

特別支援教育や障がい理解について理解を広げていくために、様々なメディアやイベント等を活用した啓発活動を実施していきます。

(2) 教職員や児童生徒への周知・啓発

学校において全教職員による特別支援教育の取組が定着し、特別な支援を必要とする児童生徒が他の児童生徒と共に成長していけるよう、特別支援教育をめぐる新たな動きや本市の取組等について周知・啓発を図るとともに、児童生徒が共に学び合う機会を積極的に推進していきます。

① 児童生徒が障がいについて理解する機会の設定（継続）

すべての児童生徒が、教科の学習や体験活動等を通して、様々な障がいについて理解する機会を作っていきます。

② 【再掲】交流及び共同学習の推進（継続）

特別な支援を必要とする児童生徒と、他の児童生徒が互いを尊重し合いながら共に成長できるよう、特別支援学校と小・中学校、特別支援学級と通常の学級等の交流及び共同学習を推進していきます。

③ 教職員向けの啓発資料の発行（継続・重点）

特別支援教育をめぐる新たな動きや、本市の特別支援教育の取組並びに、特別な支援を必要とする児童生徒への指導に係る内容等についての啓発資料を作成・配付していきます。

④ 【再掲】特別支援学級や通級指導教室を担当する教員の研修の実施（拡充）

特別支援学級や通級指導教室における指導の充実が図れるよう、担当教員を対象とした研修を実施します。

第5章 計画の推進にあたって

I 計画の推進

本計画は、本市の「学校教育推進計画 うつのみや‘いきいき学校’プラン」の部門別計画として、特別支援教育の各施策の方向を示すものです。

本計画の基本理念を実現するためには、市関係部局が連携・協力するとともに、市外関係機関と連携を図りながら、基本方針並びに基本目標に基づいた各基本施策や具体的な事業を着実に実施することが必要です。

また、行政、学校・教職員はもとより、児童生徒、保護者、地域住民の皆様が、それぞれの立場で、この計画の基本理念を十分認識し、次のように取り組んでいくことが大切です。

<児童生徒は>

将来の夢の実現を目指し、自分自身の良いところを伸ばしながら、苦手なことにも挑戦していくとともに、仲間の個性や一人ひとりの違いを認めあい、互いに助けあい励ましあいながら、学校や地域の中で共に生活し、活動していきましょう。

<保護者は>

子どもたち一人ひとりに愛情を注ぎ、良好な親子関係を築き、子どもたちが安心して過ごせる家庭づくりに努めるとともに、障がいの特性や支援の必要な状況について理解を深め、特別な支援を必要とする児童生徒及びその家族と互いに支え合う関係を築いていきましょう。

<地域住民は>

特別な支援を必要とする児童生徒について理解を深めるとともに、特別な支援を必要とする児童生徒とその家族も含めた、すべての児童生徒とその家族が、安心して過ごせる地域づくりに努めていきましょう。

Ⅱ 計画内容の周知と啓発

本計画の推進にあたっては、学校・教職員はもとより、市民や関係機関等の協力が得られるよう、広報紙・ホームページへの掲載や関係機関を通じた周知など、あらゆる機会をとらえて、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

Ⅲ 計画の進捗管理

計画の実現にあたっては、PLAN「計画」－DO「実行」－CHECK「評価」－ACTION「改善」のサイクルを基本としながら、以下により、計画の実効性を高めていきます。

- ・ 平成36年度を目標とした指標を設定し、その実現状況を施策・事業の進行管理に活用していきます。
- ・ 重点事業については、本市の実状を適切に把握しながら、計画的に実施していきます。
- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた環境整備等についての国の動向等を見極めながら、随時、関連する施策事業の見直しを実施します。
- ・ 国・県に対して、この計画の推進に係る事項を要望していくとともに、本市の考え方を積極的に示していきます。

資料編

I 特別支援教育をめぐる国の動き

1 国連「障害者の権利に関する条約」

(1) 条約の概要

障がい者の尊厳，自律及び自立，差別されないこと，社会参加等を一般原則として規定し，障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で，これらを確保し促進するための措置を締約国がとること等を定めたもの。

(2) 教育関係の主要な条文

第24条 教育

1 締約国は，教育についての障害者の権利を認める。締約国は，この権利を差別なしに，かつ，機会の均等を基礎として実現するため，次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。 （後略）

2 締約国は，1の権利の実現に当たり，次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害を理由として一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が，他の者との平等を基礎として，自己の生活する地域社会において，障害者を包容し，質が高く，かつ無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が，その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において，完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

(3) 批准に至る経緯（教育関連のみ）

- ・平成18年12月 国連総会にて採択
- ・平成19年 9月 署名 ⇒ 批准に向け，国内法令を整備
- ・平成23年 8月 障害者基本法の改正
- ・平成24年 7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告
- ・平成25年 9月 学校教育法施行令の改正
- ・平成26年 1月 条約の批准

2 改正障害者基本法の内容（教育に関する部分）

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

3 中央教育審議会初等中等教育分科会報告

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための

特別支援教育の推進」の概要

(1) 審議内容

- ・ 障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に教育を受けるといふ障がい者の権利に関する条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- ・ 発達障がい、知的障がい等の子どもたちの特性に応じた教育を実現するため、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、その基本的方向性についての結論を得る。

(2) 共生社会とは

- ・ これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。
- ・ 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。

(3) インクルーシブ教育とは

- ・ 人間の多様性の尊重等、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に教育を受ける仕組みである。
- ・ 障がいのある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要。

合理的配慮とは

- ・ 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
- ・ 障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
- ・ 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

(4) 基本的な考え方・方向性

- ・ 障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある。
- ・ インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- ・ それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、生きる力を身に付けていけるかが、本質的な視点である。

(5) 障がいのある子どもの就学先決定の在り方

- ・ 早期からの教育相談や就学相談を行い、十分な情報提供を行うとともに、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとし、本人・保護者の意見を最大限に尊重して、本人・保護者と教育委員会、学校等が合意形成を行うことを原則とする。

(6) 障がいのある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

- ・ 合理的配慮は、障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるもので、本人・保護者と教育委員会、学校等により、可能な限り合意形成を図った上で提供されることが望ましい。
- ・ 合理的配慮の充実をはかるため、必要な財源を確保し、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。

(7) 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

- ・ 多様な学びの場として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの環境整備の充実を図っていくことが必要である。
- ・ 教職員に加えて、特別支援教育支援員の充実、言語聴覚士、作業療法士、看護師等の専門家の活用を図ることが必要である。

(8) 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上

- ・ すべての教員は、特別支援教育に関する知識・技能を有することが求められるが、外部人材を活用するなどして学校全体としての専門性を確保していくことが必要である。
- ・ 特別支援学級や通級による指導の担当教員としての専門性を早急に担保することが必要である。

4 改正学校教育法施行令の概要

(1) 趣旨

- ・ 中央教育審議会初等中等教育分科会の提言等を踏まえ、改正を行う。

(2) 改正の概要

① 就学先を決定する仕組みの改正

- ・ 改正前は、特別支援学校に就学する障がいの程度に該当する児童生徒は、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に小中学校へ就学できることを可能としていた。
- ・ 改正後は、市町村の教育委員会が、児童生徒の障がいの状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みに変更する。

② 障がいの状態等を踏まえた転学

- ・ 特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障がいの状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるようにする。

③ 視覚障がい者等による区域外就学等

- ・ 視覚障がい者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小中学校等にも就学できることとする。

④ 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

- ・ 市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、小学校へ新入学する場合等に行うこととされているところを、小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととする。

(3) 施行日

平成25年9月1日

Ⅱ 特別支援教育の推進に係るアンケート調査結果（平成 25 年度）

1 学校長対象のアンケート調査結果

A そう思う・行っている B どちらかというと思う
C どちらかというと思わない D そう思わない・行っていない

質問項目		A	B	C	D
		%			
Ⅰ	Ⅰ 特別支援教育の考え方や発達障害についての理解について				
	① 学校だよりや教育センターの啓発資料などを活用し、保護者や地域に向けて、学校が特別支援教育を進めていることを発信している。	24	58	17	1
	② 保護者の方々は、LD、ADHD・高機能自閉症等発達障害により、学習等に何らかの困難さをもつ児童生徒について、大まかな理解がなされている。	10	63	23	4
	③ 地域の方々は、LD、ADHD・高機能自閉症等発達障害により、学習等に何らかの困難さをもつ児童生徒について、大まかな理解がなされている。	3	50	41	6
Ⅱ	Ⅱ 個別の指導計画等の作成について				
	① 校内体制での支援が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成している。	97			3
	② 個別の指導計画等を生かし、学校教育のあらゆる場面で全職員が共通理解のもとに、支援を必要とする児童生徒について配慮をしている。	67	31	1	1
	③ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、通常の学級の他に支援が必要な場合は、学校内の支援の場や特別支援学級・通級指導教室・適応支援教室等の場を活用している。	84	16	0	0
④ Ⅱ③で特別な支援の場を活用している児童生徒の指導については、個別の指導計画などを作成し、役割分担や指導内容を明確にしている。	56	37	7	0	
Ⅲ	Ⅲ 校内研修の実施について				
	① 一人ひとりの困難さや思いを正しく理解し、適切な支援を行うため、研究授業を含む校内研修や事例研究会を実施している。	63	34	3	0
	② 校内研修や事例研究会などを実施することにより、先生方は一人ひとりの困難さや思いを正しく理解し、教育的ニーズに応じた指導方法を工夫するようになった。	44	53	3	0
Ⅳ	Ⅳ 学校間連携や関係機関との連携について				
	① 小学校は、幼稚園や保育園との交流などを通じて円滑な連携が図られている。（小学校のみ回答）	65	34	1	0
	② 中学校は、支援が必要な生徒について、小学校からの発達の状況や特性等を把握しながら支援を行っている。（中学校のみ回答）	72	24	4	0
	③ 学校は、スクールカウンセラーや巡回相談、教育センター相談室等を活用することにより、保護者への支援や担任への助言が行われるよう配慮している。	90	10	0	0
④ 特別支援学校から居住地校交流や学校間交流等の依頼があった学校については、積極的に交流活動を行っている。依頼がない学校の場合は、依頼があればいつでも受け入れていきたいと考えている。	87	12	1	0	

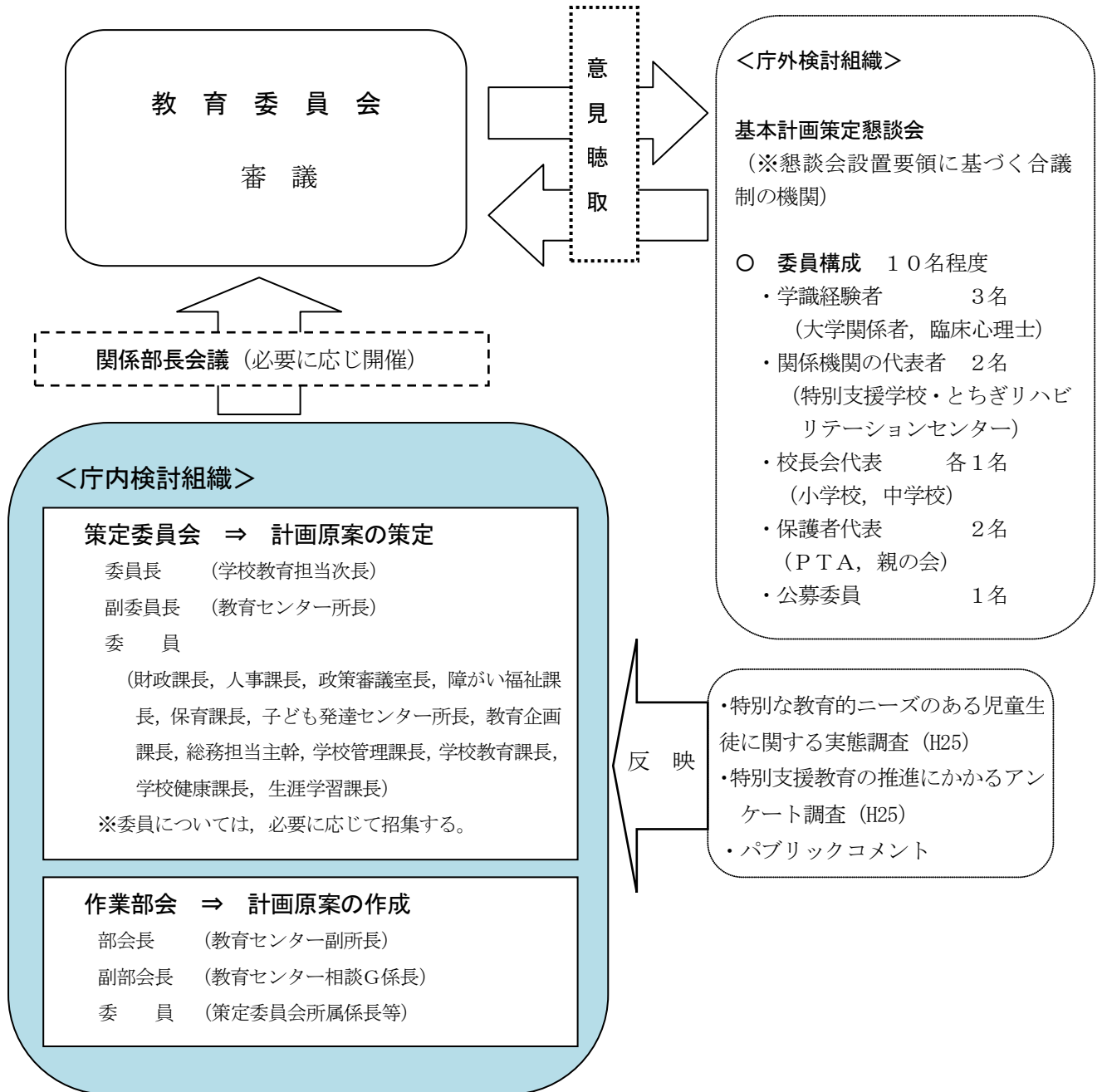
2 学級担任対象のアンケート調査結果

A そう思う・行っている B どちらかというと思う
C どちらかというと思わない D そう思わない・行っていない

質問項目		A	B	C	D
		%			
I	I 学校運営について				
	① 日常の学習指導や生活指導の中で、一人ひとりの困難さや思いを真剣に受け止めている。	62	37	1	0
	② 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒について、まず自学級の中で特性に応じた対応や指導方法を工夫している。	44	51	4	1
	③ 複数体制での支援が必要な児童生徒については担任一人で抱え込まず、学校全体で協力しながら特別支援教育を進めている。	65	32	2	1
④ 学校や学級では、障害のある・なしに関わらず、一人ひとりを大切にされた教育を行っていることを保護者や地域に向けて積極的に発信している。	38	53	8	1	
II	II 校内支援体制について				
	① 「宇都宮市学校教育スタンダード」や「特別支援教育豆だより」などの活用を図りながら、分かりやすい授業の工夫や改善に努めている。	28	60	11	1
	② 児童生徒一人ひとりが「自分は大切な存在である」という認識がもてるような学級作りがなされている。	48	49	2	1
③ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行えるような支援体制（人的支援など）が図られている。	32	51	15	2	
III	III 教育センターにおける基本研修や専門研修について				
	① 教育センターにおける基本研修や専門研修の中で、特別支援教育の講座は、学校で特別支援教育を進めていく上で、内容・分量等適切である。	26	65	7	2
② 校内研修や事例研究会などを実施することにより、一人ひとりの困難さや思いを正しく理解し、教育的ニーズに応じた指導方法を工夫するようになった。	38	55	6	1	
IV	IV 学校間や関係機関との連携について				
	① 幼・保・小間や小・中学校間が十分連携することにより、入学後の不応行動が少なくなった。	17	62	19	2
	② 外部関係機関との連携が必要な児童生徒については、（そういった児童生徒がいない学校は、今後そういった児童生徒が出てきた場合は）積極的に連携・協力し合い、個別の教育支援計画などを活用しながらより良い支援を行っている。（行いたいと考えている。）	53	44	2	1
③ 特別支援学校から居住地校交流や学校間交流等の依頼があった学校については、積極的に交流活動を行っている。依頼がない学校の場合は、依頼があればいつでも受け入れていきたいと考えている。	46	50	3	1	

Ⅲ 策定体制・策定経過

1 策定体制



2 策定経過

(1) 第2次宇都宮市特別支援教育基本計画策定懇談会の経過

第1回	平成26年 8月27日(水)	・本市の特別支援教育の現状と課題並びに ・第2次計画の基本理念と基本方向について
第2回	平成26年10月15日(水)	・第2次計画の施策の展開について
第3回	平成26年11月25日(火)	・「宇都宮市特別支援教育基本計画(案)」について
第4回	平成27年2月6日(金) 予定	・パブリックコメントの結果について

(2) 第2次宇都宮市特別支援教育基本計画策定懇談会 委員一覧

(敬称略, 順不同)

	職	氏名	適要
1	宇都宮大学 教授	池本 喜代正	学識経験者
2	作新学院大学 准教授	高浜 浩二	学識経験者
3	栃木県臨床心理士会 理事	秋場 美智子	学識経験者
4	NPO 法人障がい者推進ネットちえのわ 理事	吉永 久美子	親の会
5	宇都宮市PTA連合会 常任理事	柿沼 孝	PTA
6	公募委員	廣瀬 麻里	公募
7	とちぎりハビリテーションセンター 相談支援部長	佐藤 俊夫	相談・療育機関
8	栃木県高等学校長会 特別支援教育部会代表 (栃木県立のぞわ特別支援学校長)	石川 一夫	特別支援学校長
9	宇都宮市小学校長会代表 (宇都宮市立戸祭小学校長)	上澤 久子	小学校長
10	宇都宮市中学校長会代表 (宇都宮市立宮の原中学校長)	平本 光彦	中学校長

**第2次宇都宮市特別支援教育基本計画
うつのみや 子ども かがやきプランII**

発行：平成27年3月

宇都宮市教育センター

〒320-0816 宇都宮市天神 1-1-24

TEL 028 - 639 - 4381

FAX 028 - 639 - 4390

E-mail kids@ueis.ed.jp

